



市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和6年4月24日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和6年4月24日

加古川市長 岡田 康 裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区 間	新 旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
01-3206 大野6号線	加古川町大野字イナリ331番1地先から	新	3.4~3.6	27.1
	加古川町大野字イナリ330番1地先まで	旧	2.5~2.9	

2. 縦 覧 場 所 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市役所 新館6階  
加古川市建設部土木総務課

3. 縦 覧 期 間 令和6年4月24日（水）から5月8日（水）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く